衛隊地方協力本部の事務を整理する官職の属する職制上の段階	
九十六　自衛隊地方協力本部の所掌事務を分掌する課の長の属する職制上の段階	課長
九十七　前号に規定する官職の指揮監督を受け、専門的事務を処理し、次号又は第九十九号に規定する官職のつかさどる事務を整理する官職の属する職制上の段階	専門官
九十八　自衛隊地方協力本部の課の所掌事務を分掌する係の長の属する職制上の段階	係長
九十九　前号に規定する官職の指揮監督を受ける官職の属する職制上の段階	係員
二十四　教育訓練研究本部	
百　教育訓練研究本部の所掌事務を分掌する課の長の属する職制上の段階	課長
百一　教育訓練研究本部の部の所掌事務を分掌する課の所掌事務を分掌する班の長の属する職制上の段階	班長
百二　教育訓練研究本部の班の所掌事務を分掌する係の長の属する職制上の段階	係長

九十四　前号に規定する官職の指揮監督を受ける官職の属する職制上の段階	係員
二十三　教育訓練研究本部	
九十五　教育訓練研究本部の所掌事務を分掌する課の長の属する職制上の段階	課長
九十六　教育訓練研究本部の部の所掌事務を分掌する課の所掌事務を分掌する班の長の属する職制上の段階	班長
九十七　教育訓練研究本部の班の所掌事務を分掌する係の長の属する職制上の段階	係長
九十八　前号に規定する官職の指揮監督を受ける官職の属する職制上の段階	係員
九十九　補給本部の所掌事務を分掌する部の長の属する職制上の段階	部長
二十四　補給統制本部及び補給本部	
百　補給統制本部及び補給本部（以下この項において「補給統制本部等」という。）の部の所掌事務を分掌する課の長の属する職制上の段階	課長
百一　補給統制本部等の課の所掌事務を分掌する班の長の属する職制上の段階	班長
百二　補給統制本部等の班の所掌事務を分	係長